

事務連絡
令和3年2月5日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
テレワーク等の徹底について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤等（テレワーク等）については、令和3年1月15日付けの事務連絡で御協力をお願いしたところです。

今般、令和3年2月2日付けで同基本的対処方針が改正され、2月8日以降について緊急事態措置を実施すべき区域について変更するとともに、期間を3月7日まで延長することとされました。また、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会を低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」すると変更されました。またこのことに関して、2月3日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、オフィス部門等の可能な範囲で、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務を推進すること及び事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること等を更に徹底するよう御協力をお願いいたします。また、今後テレワーク等の実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、当該調査等に御協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。